

《新規》

担当	障がい福祉室障がい福祉企画課 制度推進グループ
担当者	吉岡、中井、合尾
内線	2464
直通	06-6944-9175

令和2年度当初予算額 57,288千円

重度障がい者就業支援事業

【事業目的】

常時介護を必要とする重度障がい者の日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障がいを理由として、働く意思と能力をもちながら働くことのできない方に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進する。

【背景】

- 現行制度上の障がい福祉サービスである重度訪問介護においては、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を支援の対象外としている。
- このため、事業主による合理的配慮の提供（※）を受けることができない個人事業主を対象に、支援を行う市町村（令和2年度は政令市において試行実施）に対し、経費の一部を補助するもの。

（※）被用者については、事業主が雇用した障がい者に対し合理的配慮の提供をすべきとされており、また、その経済的負担の軽減を図るため、障がい者雇用納付金制度に基づく助成金の活用が可能。

【事業内容】

- ＜対象＞ 重度訪問介護利用者（支給決定者）かつ 個人事業主
*但し、所得制限あり（本人年収1,000万円）
- ＜支援内容＞ 就業中、就業に伴う移動中または休憩時間中の日常生活に係る介助（介助者が主体的に行う業務を除く）
- ＜実施方法＞ 政令市において試行実施
- ＜費用負担＞ 府：政令市 = 1：1
- ＜利用者負担＞ 原則1割負担
*但し、非課税者は免除

担 当 子 ども 室 家 庭 支 援 課 相 談 支 援 グ ル ー プ
 担 当 者 河 野、 深 田
 内 線 4 2 5 9
 直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 6 6 7 5

《一部新規》

令和2年度当初予算額 465,818千円

児童虐待対応の拡充・強化

児童虐待相談対応件数の急増や事案の深刻化等に対応するため、これまでも子ども家庭センター職員の増員など体制強化に取り組んできましたが、今後の更なる取組により子ども家庭センターの体制強化及び子どもの権利擁護体制の充実を図ります。

【主な事業 概要】

◆ SNSを活用した児童虐待防止相談事業 (38,814千円) **新規**

⇒子育て中の保護者や子ども等が相談しやすいLINEによる相談事業を大阪市・堺市とともに試行実施し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図る

◆ 民間施設の一時的保護機能強化事業 (47,523千円) **新規**

⇒府内の民間児童養護施設における一時保護委託の受入れ体制の整備を支援し、一時保護機能の強化を図る

◆ 関係機関との連携強化

① 医療機関との連携強化事業 (1,489千円) **新規**

⇒児童虐待防止のための取組の1つとして、大阪市・堺市と協力し精神科医療機関との連携強化を実施。(精神科医師を対象とした広報啓発、精神科医師を講師とした児童相談所及び市町村職員向け研修)

② 児童虐待通告事案の全件情報共有 (2,961千円)

⇒「虐待の見逃し防止」と「支援の充実」を目的として平成30年8月から実施し、令和元年8月から専用回線により共有している全件情報共有について、令和2年度も継続実施

(参考) 児童虐待相談対応件数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850
府子ども家庭センター	5,711	6,079	6,509	7,874	10,427	10,118	11,306	12,208

※また、子ども家庭センター職員(児童福祉司)の計画的な増員を進めるとともに、一時保護機能の充実・強化について検討



主要事業3

担当課：子ども室家庭支援課
育成グループ
担当者：北村、佃、田中
内線：2435
直通：06-6944-6318

《一部新規》

令和2年度当初予算額 225,418千円

里親委託推進事業

■事業目的

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の理念に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」、すなわち里親家庭やファミリーホーム等における児童の継続的な養育がより一層促進されるよう必要な措置を講じることとされました。子どもが特定の大人と関わりを持つことで愛着関係を構築し、健やかな成長への効果が大きい里親家庭等を増やすために、里親支援体制の充実に取り組みます。

〔(参考) 里親等委託率
大阪府：11.6% (平成30年度末) 全国平均：19.7% (平成29年度末)〕

■主な事業の概要

1) 里親委託推進・支援等事業 193,490千円 **拡充**

⇒里親の開拓から児童委託後まで一貫した支援を行う里親支援機関への業務委託

(現在4か所整備しているところを、令和2年度は5か所に拡充)

⇒里親同士による情報交換や、養育の振り返りを行うためのフォスティングチェンジ・プログラムの委託実施

2) 里親登録推進事業 21,600千円 **新規**

⇒里親支援に取り組む児童養護施設等と委託契約を結び、里親制度の普及啓発活動等を行うための必要経費を支援するとともに、里親の新規登録数に応じ加算措置を講じることで、里親支援の取組みに対しインセンティブを付与

3) 里親への委託前養育支援事業 3,291千円 **新規**

⇒委託前の交流や里親宅への外泊を通じ、児童と里親間の関係構築等のための交流に係る交通費や生活費等を支援

主要事業4

◀新規▶

担当	高齢介護室介護事業者課 居宅グループ
担当者	山本、西山
内線	4488
直通	06-6944-7099

令和2年度当初予算額 33,000千円

介護サービス事業所へのICT導入支援事業

■ 目的

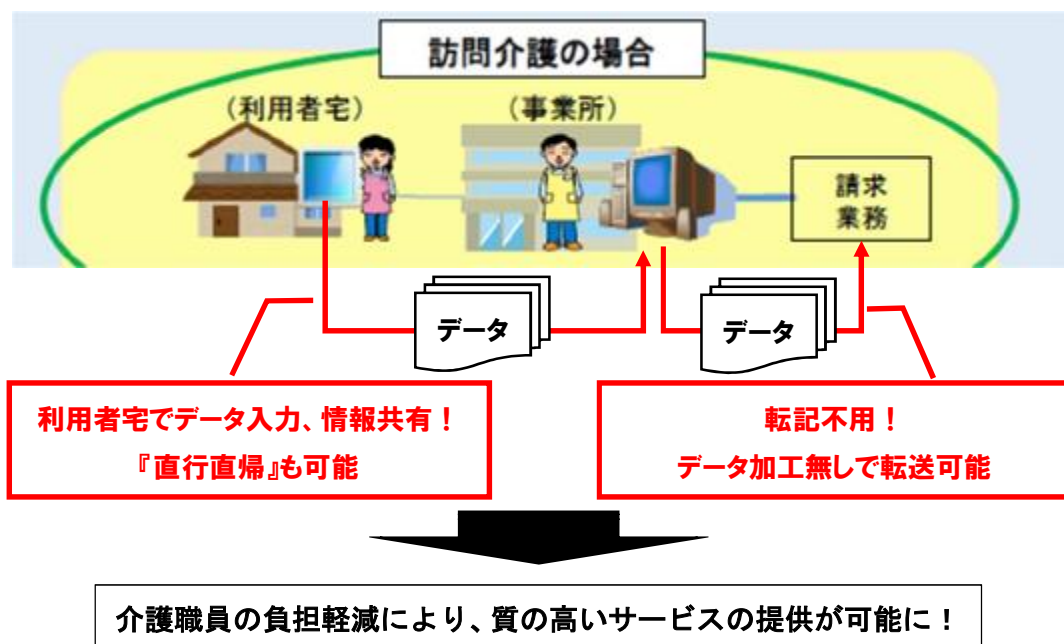
介護現場のICT化による介護記録・情報共有・介護報酬請求の業務の効率化を通じて介護職員(ホムパ等)の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間の確保・質の高いサービスの提供に資する。

■ 事業の概要

記録業務から介護報酬請求業務までを転記等の作業なしに行うことができる介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)の一部を助成する。

- 対象事業所 府内の介護サービス事業所(介護保険法に基づく全サービス対象)
- 補助対象 タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修等
- 補助額 (1事業所につき)対象経費の1/2以内。上限30万円

【ICT化により実現するイメージ】



担当 高齢介護室介護事業者課
 居宅グループ
 担当者 山本、福元
 内線 4488
 直通 06-6944-7099

《新規》

令和2年度当初予算額 19,938千円

介護職員処遇改善加算取得促進支援事業

■ 背景

平成24年度に介護報酬において、介護職員の賃金改善に充てることを目的とした「介護職員処遇改善加算」が創設され、これまで数次の見直しが行われている。

介護職員のさらなる処遇改善を進めるため、現行加算に加えて、令和元年10月から新たに「介護職員等特定処遇改善加算」を創設し、経験・技能のある職員に重点化を図ることとされた。

府内約9割の介護サービス事業所が現行加算を取得しているが、特定加算については6割程度に留まっている。また、「取得困難」の理由として

- ・制度が複雑で、要件を満たすための仕組みをどう定めたらよいか分からない
- ・要件を満たすための仕組みを定める事務作業が煩雑が上位に挙げられている。

■ 事業の概要

現行加算のより上位区分の取得、特定加算の取得に向けて

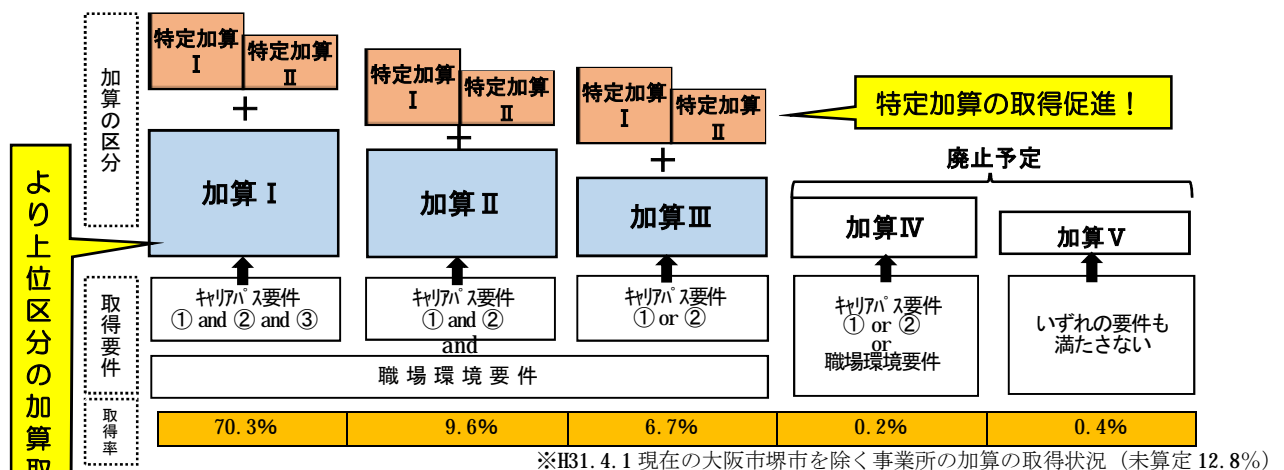
①説明会の開催

処遇改善加算の仕組みや取得方法等について説明会を開催する。

②個別相談の実施（大阪市・堺市と共同）

専門的な相談員（社会保険労務士等）への委託により、事業所からの電話相談、事業所に出向いて個別の助言・指導等を実施する。

【処遇改善加算の全体のイメージ】



現行加算の取得要件

<キャリアパス要件>

- ①職位・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備
- ②資質向上計画を策定し研修を実施又は研修機会を確保
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は基準に基づき定期昇給する仕組みを構築

<職場環境等要件>

（賃金改善以外の）職場環境等を改善

特定加算の取得要件

1. 現行加算I・II・IIIのいずれかを取得
 2. 現行加算の「職場環境等要件」に関し、複数の取組を実施
 3. 加算の取得状況や処遇改善の取組について『見える化』
- ↓
- ・1.2.3. 全て満たす→特定加算II
 - ・さらに、訪問介護員等のうち介護福祉士の割合が一定以上→特定加算I

担当：地域福祉推進室地域福祉課 企画推進グループ
 担当者：平田、徳岡
 内線：4522
 直通：06-6944-7602

令和2年度当初予算額 3,200千円

災害派遣福祉チーム（DWAT）構築事業

～民間の福祉専門職で構成するチーム～

DWAT：Disaster Welfare Assistance Team の略



©2014 大阪府もずやん

【事業目的】

長期にわたる避難生活等における『二次被害（生活機能の低下や要介護度の重度化など）』を未然に防止するため、災害時要配慮者（高齢者や障がい児・者、子ども等）への福祉支援活動を行う『大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)』への研修や訓練等の実施により、更なるチーム力の向上を図り、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進めます。

【大阪DWATの活動等の概要】<令和2年3月始動>

大規模災害発生時に、被災市町村等からの要請を受け、知事が派遣を決定するとともに、民間の協力施設等へチーム員の派遣を依頼し、承諾を得られたチーム員を大阪DWATとして派遣します。

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動(支援)例
1チーム5名程度 【複数の※福祉専門職で編成】	小学校等 の一般避難所	・1チーム連続5日程度 ・発災から原則1カ月程度の間継続派遣	・アセスメント(避難者への必要な支援) ・相談支援(福祉ニーズの把握等) ・日常生活上の支援(食事・介助等)

※福祉専門職：介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士など

(チーム員登録数及び民間協力施設数) 【令和2年1月末現在】

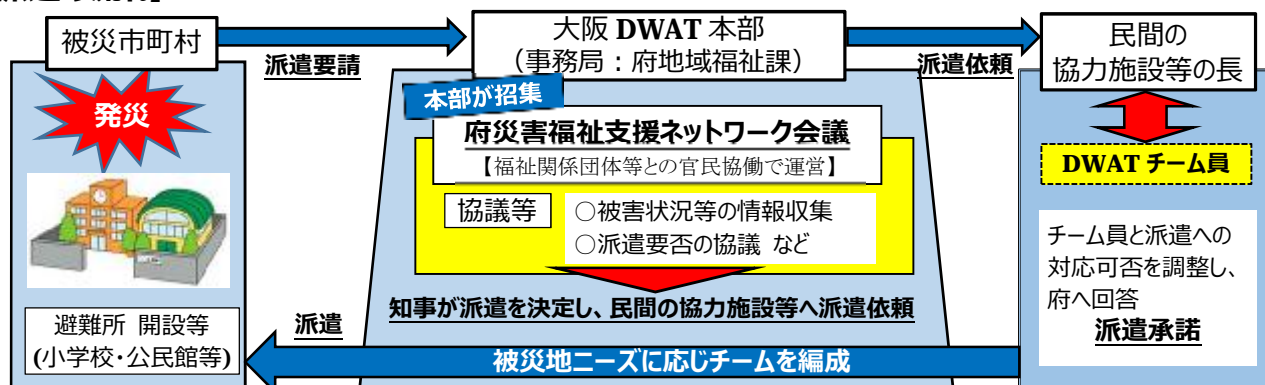
『チーム員登録済』257名、『民間協力施設等』83法人・150施設



【主な事業内容】

- ◆養成研修：チーム員登録に必要な基礎研修（新たに80名程度を養成）
- ◆ステップアップ研修等：チーム員の更なる知識・技術の向上等を図る研修・訓練

【派遣の流れ】



《新規》

担 当：地域福祉推進室社会援護課
生活保護審査・指導グループ
担当者：古賀・井村
内 線：2425
直 通：06-6944-6664

令和2年度当初予算額 12,298千円

被保護者健康管理支援事業

事業目的 ～健康的な生活の促進・自立助長～

平成30年の改正生活保護法により、令和3年1月から保護の実施機関において、「被保護者健康管理支援事業」を実施することが義務付けられた。

被保護者は健康上の課題を抱えるケースが多いと考えられ、その健康課題を把握し、生活の質の向上及び健康保持・増進を図るため、医療と生活の両面から被保護者の健康管理を支援する。

事業概要 ～データに基づいた健康管理支援～

大阪府子ども家庭センターで支援している被保護者の受診状況等を分析し、健康診査の受診勧奨、生活習慣病の発生予防・重症化予防や医療機関の受診行動の適正化等に関する支援を行う。

※大阪府子ども家庭センター（3カ所）の被保護者数：1,796人（8町1村）

④ 関係機関の連携

① 現状課題の把握・分析

- ◆生活歴アンケート
- ◆医療機関等の受診状況（医療扶助レセプト）等のデータを分析
- ◆健康課題のある人を健康管理支援対象者としてリスト化
 - ・糖尿病腎症重症化予防
 - ・受診行動適正化
 - ・治療中断者
 - ・ジェネリック医薬品
 - ・自立支援、指定難病医療助成申請促進

② 健康管理支援

- ◆ケースワーカーによる
 - ・健康診査の受診勧奨
 - ・自立支援医療、指定難病医療の助成申請支援
 - ・受診行動適正化促進 等
- ◆保健師による
 - ・生活習慣病等の治療中断者の保健指導
 - ・糖尿病性腎症重症化予防の指導 等

③ 効果検証

- ◆実施結果データの効果分析、検証・評価
- ◆検証結果を踏まえた実施方針の策定

子ども家庭センター、町村の保健センター、社会援護課、健康医療部・保健所等の連携